

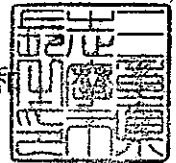


志摩市告示第159号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、本市の区域内において次の土地があらたに生じたことを確認し、同法第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更することについて、同法第9条の5第2項及び第260条第2項の規定により告示する。

平成25年10月3日

志摩市長 大口 秀 和



あらたに生じたことを確認した土地	左の土地を編入する区域
志摩市志摩町和具字前濱1896の135、字小濱3859の7、字行者4159の1、4159の2、字高岡4176、字元行者又七森4185の地先公有水面埋立地 27, 153. 15平方メートル	志摩市志摩町和具字行者